



## 本橋裁判第1回口頭弁論！

# 本橋書記長意見陳述を行う！

東京地方裁判所において12月7日、本橋裁判第1回口頭弁論が開かれ、原告である本橋浩司さん（JR東海労中央本部書記長）が堂々と意見陳述を行いました。

この裁判は、会社が本橋書記長の同意を得ずに、54歳原則出向制度により出向させたことは不当であるため、出向命令を取消し、元職場に戻すことを求めた裁判です。

会社の狙いは54歳原則出向制度を悪用し、本橋書記長を出向させることでJR東海労の運動を弱体化させ、組織を破壊することです。口頭弁論には本橋書記長を激励するために多くの組合員、OBが駆けつけました。

本橋書記長の「意見陳述」の要旨は以下の通りです。

◆私には出向を断る正当な理由がある。

①私は出向に同意していない。JR東海労は協約を締結していないので同意なき出向は違法であり無効。

②書記長の私を出向させることはJR東海労の組織破壊であり不当労働行為である。

③なぜ私が出向となるのか人選等について全く説明がない。

◆会社は以上の質問に「適切に判断している」などと、納得できる回答をしない。

◆出向命令は違法・無効であるから、定年退職時の職場は東仕両である。

◆本人の同意がないことと、JR東海労と会社との間で出向に関する労働協約がないことから会社に出向を命じる権限はない。

◆SEKの休日数が少ないこと、「組休」が取れないことなどで書記長としての活動を阻害することは労組法7条3号に違反する不当労働行為である。

◆私の質問に答えないことは、私を出向対象として選定した必要性、合理的な理由もないこと。権利を濫用したものに当たり労働契約法14条に違反する。

「意見陳述書」全文は別紙を参照して下さい。

次回、第2回口頭弁論は2023年2月10日(金)11時00分より  
東京地裁527号法廷で行われます。